

自動車を除く)の燃料タンク及び配管は、当該自動車と衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものとして、燃料漏れ防止に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第十六条中「左の基準に適合しなければならない」を「火災等のおそれのないものとして、強度、構造、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない」に改め、同条各号を削る。

第十七条第一項中「次の基準に適合しなければならない」を「爆発等のおそれのないものとして、強度、構造、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない」に改め、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 液化石油ガス(プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう)を燃料とする自動車の燃料装置は、爆発、燃料への引火等のおそれのないものとして、強度、構造、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第十七条の二中「左の基準に適合しなければならない」を「火花による乗車人員への傷害を生ずるおそれなく、かつ、その発する電波が無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるおそれのないものとして、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない」に改め、同条各号を削る。

第十八条第一項中「適合しなければならない」を「適合するものでなければならない」に改め、同項第一号中「耐える」の下に「ものとして、強度、取付方法等に関し告示で定める基準に適合する」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「鋭い突起を有し、又は回転部分突出する」を「鋭い突起がないこと、回転部分突出していないこと」に、「おそれのあるものでないこと」を、「おそれがないものとして、告示で定める基準に適合するものであること」に改め、同条第二号とし、同項第四号中「最遠軸距の二分の一(物品を車体の後方へ突出して積載するおそれのない構造の自動車にあつては三分の二、その他の自動車のうち小型自動車にあつては十分の一)」を「告示で定める距離」に改め、同条第二項中「被けん引自動車」を「被けん引自動車」に改め、同条第三項中「被けん引自動車」を「被けん引自動車」に改め、同条第五項中「別

記様式第一の例により」を「告示で定めるところにより」に改める。

第十八条の二第一項中「次の」を「堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める」に改め、「少ない」の下に「構造を有するものとして告示で定める」を加え、同項各号を削り、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 巻込防止装置は、その性能を損なわれないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第十九条を次のように改める。

(連結装置)

第十九条 牽引自動車及び被けん引自動車の連結装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、牽引自動車と被けん引自動車を相互に確実に結合するものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第二十条第一項中「構造」を「ものとして、構造に関し告示で定める基準に適合するもの」に改め、同条第四項中「内装には」の下に「告示で定める基準に適合する」を加え、同条第五項中「少ないもの」の下に「として、乗車人員の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するもの」を加える。

第二十一条中「且つ」を「かつ」に、「構造」を「ものとして、運転者の視野、物品積載装置等との隔壁の構造等に関し告示で定める基準に適合するもの」に改める。

第二十二条の三第二項中「次の」を「座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「次の」を「当該自動車と衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを着用した者に傷害を与えるおそれの少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして、構造、操作性等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「警報する」の下に「ものとして、警報性能等に関し告示で定める基準に適合する」を加える。

第二十二條の五中「次の」を「座席ベルト等を損傷しないものであり、かつ、当該自動車と衝突等による衝撃を受けた場合において、当該年少者用補助乗車装置を着用した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に着脱することができるものとして、構造、操作性等に関し告示で定める」に改め、同条各号を削る。

第二十三条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「幼児専用車には」の下に「告示で定めるところにより」を加え、有効幅(通路に補助座席が設けられている場合は、当該補助座席を折り畳んだときの有効幅)三百ミリメートル以上、有効高さ千六百ミリメートル(当該通路に係るすべての座席の前縁と最も近い乗降口との車両中心線方向の最短距離が二メートル未満である場合は、千二百ミリメートル)以上の」を削り、同条第三項を削る。

第二十四条第一項中「有効幅三百ミリメートル以上、有効高さ千八百ミリメートル以上のもつばら座席の用に供する床面以外の」を「告示で定める」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「〇・一四平方メートル」を「告示で定める面積」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十五条第四項中「構造」を「ものとして、構造に関し告示で定める基準に適合するもの」に改め、同条第五項中「左の」を「安全な乗降ができるものとして、大きさ、構造等に関し告示で定める」に、「但し」を「ただし」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「左の」を「幼児による安全な乗降ができるものとして、大きさ、構造等に関し告示で定める」に、「但し」を「ただし」に改め、同項各号を削る。

第二十六条第一項中「左の」を「非常時に容易に脱出できるものとして、設置位置、大きさ等に関し告示で定める」に、「但し」を「ただし」に改め、同項各号を削る。

第二十七条第一項中「且つ」を「かつ」に、「構造」を「ものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するもの」に改め、同条第二項中「よつな」を「ものとして告示で定める」に改める。

第二十八条中「左の基準に適合しなければならない」を「爆発等のおそれのないものとして、強度、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない」に改め、同条各号を削る。

第三十条及び第三十一条を次のように改める。

(騒音防止装置)

第三十条 自動車(被けん引自動車を除く。以下この条において同じ)は、騒音を著しく発しないものとして、構造、騒音の大きさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

2 内燃機関を原動機とする自動車には、騒音の発生を有効に抑止することができるものとして、構造、騒音防止性能等に関し告示で定める基準に適合する消音器を備えなければならない。

3 法七十五条の二第一項の規定によりその型式について指定を受ける騒音防止装置は、当該装置を備える自動車を第一項の基準に適合させるものでなければならない。

(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第三十一条 自動車は、運行中ばい煙、悪臭のあるガス又は有害なガスを多量に発散しないものでなければならない。

2 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を多量に発散しないものとして、燃料の種類等に応じ、性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。